

東京都
墨田区長 殿

防衛大臣
(公印省略)

自衛官募集等の推進について（依頼）

自衛官等の募集については、平素よりご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うしていくためには、身をもって責務の完遂に務めている自衛官の処遇及び勤務環境の改善、新たな生涯設計の確立が喫緊の課題となっていることから、令和6年12月20日、自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議において「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」が取りまとめられました。

自衛官等の募集は困難な状況にありますが、本基本方針において、質の高い人材を確保するための取組や、国民の命と暮らしを守るための自衛官の貢献に対する国民の幅広い理解を得るための取組を強化する観点から、募集に関する地方公共団体との連携を強化し、自衛官等の採用を推進するための募集施策を推進していくこととしているところです。防衛省としては、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様のご理解を得つつ、一層効果的に自衛隊の魅力を届けていけるようこれまで以上に積極的に自衛官等の募集活動を実施して参りたいと考えておりますので、以下3点について、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

1 募集対象者情報の提供について

募集対象者が年々減少し、自衛官の募集環境がますます厳しくなっている中、市区町村から提供いただいた募集対象者情報は、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうための資料の送付に活用させていただいております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別）を宛名シール又は電子媒体（難しい場合には紙媒体）で提供していただけるよう一層のご協力をお願いいたします。

なお、ご提供いただいた募集対象者情報は、自衛官及び自衛官候補生の募集業務においてのみ適切に使用するとともに、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理しております。

2 募集対象者情報の提供以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提供に加え、地方公共団体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 入隊予定者の激励及び若年定年退職自衛官の防災・危機管理部門での活用について

入隊予定者を激励するための地域を挙げた様々な取り組みは、入隊予定者にとって大きな励みとなっております。地方公共団体主催による入隊予定者激励会の実施など、一層のご協力をお願いします。

また、退職自衛官の防災・危機管理部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものです。新たに退職自衛官の採用を希望する地方公共団体も年々増えておりますが今後、より多くの地方公共団体において退職自衛官を活用いただけるよう、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）において、募集に関する事務の一部が定められております。募集に関する事務の一部は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に規定される第 1 号法定受託事務に当たります。このうち、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提供をお願いしているものです。

募集対象者情報の提供については、「令和 2 年地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）」を受け、令和 3 年 2 月に、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」を通知しており、令和 4 年 10 月には、防衛省から各市区町村宛てに改めて通知いたしました。